

3 課題

ア 調査に入った市町村では、農業被害は最近2~3年で急増していると思われるが、県がまとめた農作物被害状況調査ではここ数年は横ばいとなっている。

鳥獣被害は、実態の把握が難しく、以下のような被害金額として計上されない。

実態が適切に反映されるよう何らかの算定方法の検討が必要。

農業者があきらめてしまって被害を届け出なくなる場合

耕作放棄になり被害金額としてはゼロとなる場合

栽培したい作物が栽培できなくなり単価の安い品目へ変更するなど、農家の収入は減っているものの、被害金額としては報告されない事例

野菜の場合、定植後の食害は補植のための苗代を計上するが、実際は農作業の都合上、畑全部を植替えする場合や、畑の利用率が下がったり、販売価格が反映されない場合がある。

自家用野菜は被害として報告されない場合が多い

なお、たとえば、クマの保護管理計画においては、農業被害の発生状況が毎年の捕獲上限数を定める要素の一つとされてもいることから、きちんとした把握が必要。

イ 現在は鳥獣被害を受けながらもがんばって耕作しているが、数年後には高齢化で耕作の継続が不可能となりそうな農地や集落も存在する。そういう地域に対してどう指導するか。農地はどうするか。

ウ 本県でも、農業・林業・環境の各研究機関が連携を強化するなど、鳥獣による農作物被害防止対策の研究体制を充実・強化し（他県では専門の研究機関が設置されているところがある。）、県内にモデル地域を設定し、少しでも効果のある方法を早急に現場に普及することが必要。

エ 個々の農家の対応のみで対策の効果が上がらず、電気柵や防護柵の設置が遅れている地域では、その導入について早急に地域ぐるみの話し合いが必要。

その際、効果的な設置方法、経費面の問題、利用可能な事業、「中山間地域直接支払交付金」、「農地・水・環境保全向上対策交付金」等の活用などについて、専門家による適切な技術や情報提供が重要。

オ 鳥獣被害防止対策は、農家個人の対応では効果にも限界があり、また、経費負担が大きくなるので、電気柵の管理や環境整備（残果等誘引物の除去、藪払い、緩衝帯の設置等）を含む総合的な被害防止対策のため、非農家も含めた地域ぐるみで対策がとれるような体制づくりが重要。

カ 電気柵や防護柵は、効率的・効果的な設置を考えると、地形によって設置距離が長くなり、農産物の販売収入と比べて農家負担が非常に大きなものとなることから、対応が遅れている地域が多い。

一方、鳥獣被害は、必ずしも生産性が高いとはいえない中山間地域で被害が多いものの、多面的機能を確保する観点から、耕作の継続による農地の維持は重要。

また、生産性の高い農地では、安定的な生産を阻害され、生産力が低下する。

そこで、農振農用地で電気柵等を導入する場合は、農業基盤を守る公共性の高い事業として、早期に対策を実施するよう個人負担の軽減を図るなど行政の支援が必要。

キ 生坂村では、サフォークの放牧と、電気柵、緩衝帯の整備を組み合わせ、放牧地の下段の水田への被害をなくすことに成功しているため、地域によっては家畜の放牧も対策の一つとして検討する価値がある。

ク 鳥獣被害対策の有効な手段として狩猟者の確保が重要であるが、最近狩猟者数が急減している。このため、農業者も狩猟免許を取得するなど、狩猟者の確保と捕獲体制の充実が重要となっている。

また、近年は趣味のためではなく、ボランティア的な活動として狩猟資格の取得を求められることも多いことから、これらの狩猟者の負担軽減を図る必要がある。

参考 狩猟に要する経費

(単位：円)

区分	網・わな猟	第一種銃猟	備考
免許試験手数料	5,300	5,300	
〃(法49条該当)	(4,000)	(4,000)	既免許所有者が他の免許を取得
初心者講習会料	2,840	2,840	
(免許取得関連計)	8,140	8,140	
狩猟者登録手数料	1,900	1,900	
狩猟税	16,500	16,500	網・わな単独免許の場合は半額(8,250)
県猟友会会費	2,500	2,500	任意加入
大日本猟友会会費	1,500	3,000	人身事故4000万円保証の共済費、任意加入
(毎年必要な経費計)	22,400	23,900	

* 大日本猟友会に加入しない場合、及び物損事故等の補償も必要な場合は、別途ハタ保険の契約が必要(長野県猟友会ハタ保険 他損3億円の場合、年間掛け金3,000~4,500円)。

* 郡(支部)猟友会の会費(5,000円程度)が必要な場合がある。

* 17年から農家が自衛のため網・わなを仕掛ける場合、狩猟者登録は不要。

ケ 有害鳥獣捕獲のため貸し出しを受けたオリの修理費が、狩猟者負担となっている地域があり、負担軽減措置が必要。

コ クマは生活者や農業者にとっては大変な脅威。農作業が怖くなり農地が放棄された事例もあり、被害が出てからでなく、早めの対応が必要。

サ 獣類への電気柵の効果は各地で認められているが、ハクビシンは「わな」の設置以外に有効な方法が少ない。生態や捕獲技術に関する研究や情報提供が必要。

シ イノシシ肉はまだ需要があるが、最近増加しているシカの肉は需要が少なく、狩猟者も敬遠してしまうことから、捕獲頭数の拡大につなげるためにも、処理後の販売ルートの拡大・確保。

ス 鳥獣被害の場合、同一地域でも被害にあっている集落と被害が少ない集落とでは、被害の切実さ、深刻さに対する認識に大きな差が生じている。また、市町村、さらに、県全体となると、被害のある地域とほとんどない地域との認識のずれはかなり大きなものと思われる。

今回の調査でも、そのギャップを感じており、今後、地域住民や、県民に対し、被害の実情を広く訴え、理解してもらうことが重要。

セ 水稻共済など通常の加入方式では3割が免責となるが、水稻の3割は相当な被害であり、制度が、栽培意欲につながっていない。果樹でも同様の問題があるほか、被害の証明が難しくなっている。